

○国立大学法人筑波大学国際規制物資計量管理規程

平成17年7月21日
法人規程第48号

改正 平成18年法人規程第24号
平成24年法人規程第29号
平成24年法人規程第64号
平成29年法人規程第30号

国立大学法人筑波大学国際規制物資計量管理規程

(趣旨等)

- 第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学職員の安全衛生管理規則（平成16年法人規則第29号）第21条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第52条第1項に定める核燃料物質の使用及び第61条の3第1項に定める国際規制物資の使用の承認を得た核燃料物質の計量及び管理並びに安全管理に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 核燃料物質の計量及び管理並びに安全管理については、法その他の法令等に定めがあるもののほか、この法人規程の定めるところによる。

(使用施設)

- 第2条 法第61条の3第1項に定める国際規制物資の使用の承認を得た施設（以下「使用施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 数理物質系
 - (2) 生命環境系
 - (3) 医学医療系
 - (4) 下田臨海実験センター
 - (5) 山岳科学センター
 - (6) アイソトープ環境動態研究センター
 - (7) 附属病院

(計量管理責任者)

- 第3条 使用施設において保管及び使用される核燃料物質の計量及び管理並びに安全管理について指導監督に当たらせるため、次の表のとおり、計量管理責任者を置く。

使用施設	計量管理責任者
数理物質系	物質工学域長
生命環境系	生命環境系長

医学医療系	医学医療系長
下田臨海実験センター	下田臨海実験センターの長
山岳科学センター	山岳科学センターの長
アイソトープ環境動態研究センター	アイソトープ環境動態研究センターの長
附属病院	附属病院長

(雑則)

第4条 この法人規程に定めるもののほか、使用施設における核燃料物質の計量及び管理並びに安全管理に関し必要な事項は、それぞれ計量管理責任者が別に定める。

附 則

この法人規程は、平成17年7月21日から施行する。

附 則 (平18. 3. 23 法人規程24号)

この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平24. 3. 29 法人規程29号)

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平24. 11. 22 法人規程64号)

この法人規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平29. 3. 23 法人規程30号)

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。